

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)

(11)特許番号
特許第7517455号
(P7517455)

(45)発行日 令和6年7月17日(2024.7.17)

(24)登録日 令和6年7月8日(2024.7.8)

(51)国際特許分類 F I
G 0 6 F 21/12 (2013.01) G 0 6 F 21/12 3 5 0
G 0 6 F 21/64 (2013.01) G 0 6 F 21/64

請求項の数 7 (全22頁)

(21)出願番号	特願2022-558652(P2022-558652)	(73)特許権者	000004237 日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
(86)(22)出願日	令和2年10月28日(2020.10.28)	(74)代理人	100103894 弁理士 家入 健
(86)国際出願番号	PCT/JP2020/040338	(72)発明者	早木 悠斗 東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社内
(87)国際公開番号	WO2022/091231	(72)発明者	山垣 則夫 東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社内
(87)国際公開日	令和4年5月5日(2022.5.5)	審査官	松平 英
審査請求日	令和5年4月21日(2023.4.21)		
(出願人による申告)平成30年度 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期/IoT社会に対応したサイバー・フィジカル・セキュリティ/(A2)IoT機器等向け真贋判定による信頼の証明技術の研究開発事業」に関する研究開発、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願			

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 改ざん検知機能組み込み装置、改ざん検知機能組み込み方法、及びプログラム

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

ハッシュ値を用いたホワイトリスト型の改ざん検知機能を、監視対象のソフトウェアに組み込む改ざん検知機能組み込み装置であって、

前記ソフトウェアのソースコードである第1のソースコードを入力する入出力部と、

前記第1のソースコードをビルドして第1のバイナリを生成するビルド部と、

前記第1のバイナリに基づいて、第1の制御フローグラフ(Control Flow Graph; CFG)を生成するCFG生成部と、

前記第1のCFGに基づいて、改ざん検知機能呼び出し関数を前記第1のソースコードに組み込む組み込み箇所を決定し、決定した前記第1のソースコードの組み込み箇所に前記改ざん検知機能呼び出し関数を組み込むと共に、前記第1のソースコードに前記改ざん検知機能を組み込む改ざん検知機能組み込み部と、

前記第1のソースコードに前記改ざん検知機能及び前記改ざん検知機能呼び出し関数が組み込まれたソースコードである第2のソースコードをビルドして第2のバイナリを生成する前記ビルド部と、

前記第2のバイナリに基づいて、第2のCFGを生成する前記CFG生成部と、

前記第2のバイナリ及び前記第2のCFGに基づいて、ホワイトリストを作成するホワイトリスト作成部と、

前記第2のバイナリ及び前記ホワイトリストを出力する前記入出力部と、を備え、

前記ホワイトリスト作成部は、前記第2のCFGに基づいて、前記改ざん検知機能呼び

10

20

出し関数の監視範囲を決定し、前記改ざん検知機能呼び出し関数の前記監視範囲のハッシュ値のリストを前記ホワイトリストとして作成する、
改ざん検知機能組み込み装置。

【請求項 2】

前記ホワイトリスト作成部は、
前記第 2 の C F G 上の前記改ざん検知機能呼び出し関数を順次選択し、
前記選択した改ざん検知機能呼び出し関数を含むノードの全ての子孫ノードのうち、前記改ざん検知機能呼び出し関数を含まないノードを辿り、前記選択した改ざん検知機能呼び出し関数を含むノードから、次の前記改ざん検知機能呼び出し関数を含むノードの直前のノードまでを、前記選択した改ざん検知機能呼び出し関数の前記監視範囲に決定する、
請求項 1 に記載の改ざん検知機能組み込み装置。

10

【請求項 3】

前記ホワイトリスト作成部は、ファイル形式で前記ホワイトリストを作成し、
前記入出力部は、ファイル形式の前記ホワイトリストを出力する、
請求項 1 又は 2 に記載の改ざん検知機能組み込み装置。

【請求項 4】

前記ホワイトリスト作成部は、ソースコード形式で前記ホワイトリストを作成し、作成したソースコード形式の前記ホワイトリストを前記第 2 のソースコードに組み込み、
前記ビルド部は、前記ホワイトリストが組み込まれた前記第 2 のソースコードをビルドして、前記ホワイトリストが組み込まれた前記第 2 のバイナリを生成し、
前記入出力部は、前記ホワイトリストが組み込まれた前記第 2 のバイナリを出力する、
請求項 1 又は 2 に記載の改ざん検知機能組み込み装置。

20

【請求項 5】

前記改ざん検知機能組み込み部は、前記ソフトウェアが動作する機器が、ハードウェアによって外部からのアクセスが制限された特定のメモリ領域を有する場合に、前記改ざん検知機能を前記特定のメモリ領域上に配置されるソースコードに組み込む、
請求項 1 から 4 のいずれか 1 項に記載の改ざん検知機能組み込み装置。

【請求項 6】

ハッシュ値を用いたホワイトリスト型の改ざん検知機能を、監視対象のソフトウェアに組み込む改ざん検知機能組み込み装置が実行する改ざん検知組み込み方法であって、
前記ソフトウェアのソースコードである第 1 のソースコードを入力する入力ステップと、
前記第 1 のソースコードをビルドして第 1 のバイナリを生成する第 1 のビルドステップと、

30

前記第 1 のバイナリに基づいて、第 1 の制御フローグラフ (Control Flow Graph ; C F G) を生成する第 1 の C F G 生成ステップと、

前記第 1 の C F G に基づいて、改ざん検知機能呼び出し関数を前記第 1 のソースコードに組み込む組み込み箇所を決定し、決定した前記第 1 のソースコードの組み込み箇所に前記改ざん検知機能呼び出し関数を組み込むと共に、前記第 1 のソースコードに前記改ざん検知機能を組み込む改ざん検知機能組み込みステップと、

前記第 1 のソースコードに前記改ざん検知機能及び前記改ざん検知機能呼び出し関数が組み込まれたソースコードである第 2 のソースコードをビルドして第 2 のバイナリを生成する第 2 のビルドステップと、

40

前記第 2 のバイナリに基づいて、第 2 の C F G を生成する第 2 の C F G 生成ステップと、
前記第 2 のバイナリ及び前記第 2 の C F G に基づいて、ホワイトリストを作成するホワイトリスト作成ステップと、

前記第 2 のバイナリ及び前記ホワイトリストを出力する出力ステップと、を含み、
前記ホワイトリスト作成ステップでは、前記第 2 の C F G に基づいて、前記改ざん検知機能呼び出し関数の監視範囲を決定し、前記改ざん検知機能呼び出し関数の前記監視範囲のハッシュ値のリストを前記ホワイトリストとして作成する、

改ざん検知機能組み込み方法。

50

【請求項 7】

ハッシュ値を用いたホワイトリスト型の改ざん検知機能を、監視対象のソフトウェアに組み込む処理をコンピュータに実行させるプログラムであって、

前記ソフトウェアのソースコードである第1のソースコードを入力する入力ステップと、前記第1のソースコードをビルドして第1のバイナリを生成する第1のビルドステップと、

前記第1のバイナリに基づいて、第1の制御フローグラフ (Control Flow Graph; CFG) を生成する第1のCFG生成ステップと、

前記第1のCFGに基づいて、改ざん検知機能呼び出し関数を前記第1のソースコードに組み込む組み込み箇所を決定し、決定した前記第1のソースコードの組み込み箇所に前記改ざん検知機能呼び出し関数を組み込むと共に、前記第1のソースコードに前記改ざん検知機能を組み込む改ざん検知機能組み込みステップと、

前記第1のソースコードに前記改ざん検知機能及び前記改ざん検知機能呼び出し関数が組み込まれたソースコードである第2のソースコードをビルドして第2のバイナリを生成する第2のビルドステップと、

前記第2のバイナリに基づいて、第2のCFGを生成する第2のCFG生成ステップと、

前記第2のバイナリ及び前記第2のCFGに基づいて、ホワイトリストを作成するホワイトリスト作成ステップと、

前記第2のバイナリ及び前記ホワイトリストを出力する出力ステップと、を含み、

前記ホワイトリスト作成ステップでは、前記第2のCFGに基づいて、前記改ざん検知機能呼び出し関数の監視範囲を決定し、前記改ざん検知機能呼び出し関数の前記監視範囲のハッシュ値のリストを前記ホワイトリストとして作成する、

プログラム。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本開示は、改ざん検知機能組み込み装置、改ざん検知機能組み込み方法、及びコンピュータ可読媒体に関し、特に、IoT (Internet of Things) 機器などの機器のソフトウェアに用いる改ざん検知機能組み込み装置、改ざん検知機能組み込み方法、及びコンピュータ可読媒体に関する。

【背景技術】**【0002】**

近年、IoT機器の普及により、IoT機器のようなメモリやCPU (Central Processing Unit) などのリソースが潤沢ではない機器でも動作するセキュリティシステムが要求されている。

【0003】

関連するセキュリティシステムとして、ハッシュ値を用いたホワイトリスト型の改ざん検知機能を機器に組み込み、機器上のソフトウェアが正しい状態であるか否か (改ざんされていないか否か) を監視する方式が知られている。

【0004】

ハッシュ値を用いたホワイトリスト型の改ざん検知機能とは、正常時の機器のメモリの情報を予めホワイトリストに登録しておき、動作中の機器のメモリの情報を、ホワイトリストに登録されているメモリの情報と比較し、改ざんの有無を監視する機能である。このとき、メモリの情報はハッシュ値の形で管理される。

【0005】

ハッシュ値を用いたホワイトリスト型の改ざん検知機能は、次のように実現される。まず、事前に、正常時の機器のメモリの情報を何等かの方法で取得し、取得したメモリの情報をホワイトリストに登録する。メモリの情報は、実行コードがメモリ上にどのように展開されているのかを示す情報となる。次に、機器の動作中の任意のタイミングでメモリの情報を取得し、取得したメモリの情報をホワイトリストに登録されているメモリの情報と

10

20

30

40

50

比較する。比較の結果、機器の動作中に取得したメモリの情報とホワイトリストに登録されているメモリの情報とが一致すれば、改ざんがなく（攻撃を受けていない）、一致しなければ、改ざんされている（攻撃されている）ことになる。

【0006】

ホワイトリストの意味は、正常時のメモリのスナップショットということになる。ただし、メモリのスナップショットをそのままの形で登録・比較するよりも、ハッシュ値の形で登録・比較した方が、機器本来の動作への影響が小さくなる。そのため、ホワイトリストには、正常時のメモリの情報がハッシュ値の形で登録されており、動作中のメモリの情報もハッシュ値の形で管理される。ハッシュ値を用いたホワイトリスト型の改ざん検知機能の一例が、非特許文献1, 2に開示されている。

10

【0007】

非特許文献1には、機器に対する入力トリガーとなり、次に実行する機能の改ざんを検知する方法が開示されている。非特許文献1の方法によれば、ユーザーの入力により、次に実行される機能（ここでは、機能Aと呼ぶ）が決まる。また、ユーザーの入力により、改ざん検知機能呼び出し関数（以下、改ざん検知機能呼び出し関数と呼ぶ）が起動する。改ざん検知機能呼び出し関数は、改ざん検知機能呼び出し、機能Aの実行時に使用するメモリ領域に限定して、改ざんの有無を監視する。

【0008】

非特許文献2には、一度の監視における監視範囲を制御フローグラフ（Control Flow Graph: CFG）の1つのノードとし、非特許文献1の方法よりも高速な監視を目指す方法が開示されている。ここで、CFGとは、プログラムがどの順序で実行されるかをグラフ化したものである。したがって、CFGは有向グラフである。CFGのノードは連続するプログラムの実行コードとなる。実行コードは、バイナリレベルでもソースコードレベルでも記載可能であるが、ここではバイナリレベルで記載されているものを扱う。このとき、CFGの1つのノードは分岐命令ごとに区切られる。プログラムを分岐命令ごとに区切ったブロックのことをベーシックブロックと呼ぶ。すなわち、CFGの1つのノードは1つのベーシックブロックである、と言い換えることができる。非特許文献2には、このようなCFGを基に、各ノードの実行コードを監視するためのトリガー（上記の改ざん検知機能呼び出し関数に相当）をソースコードに組み込む方法が開示されている。

20

【0009】

特許文献1には、バイトコード上に直接改ざん検知機能を組み込む方法が開示されている。特許文献1の方法によれば、改ざん検知機能を組み込む対象のプログラムに対して、関数ごとにCFGを作成する。そして、CFGを基に関数ごとにランダムにノードを抽出し、抽出したノード及びそれ以前に必ず実行されるノードに改ざん検知機能を組み込む。

30

【0010】

特許文献2には、チェッカコード（上記の改ざん検知機能に相当）が改ざん検知処理を行う頻度を制御する方法が開示されている。特許文献2の方法によれば、チェッカコードには活性状態と不活性状態があり、プログラム上に組み込まれたチェッカコードが活性状態のときにのみ、改ざん検知処理を行う。

40

【先行技術文献】

【特許文献】

【0011】

【文献】国際公開第2018/150619号

【文献】特開2008-084275号公報

【非特許文献】

【0012】

【文献】Toshiki Kobayashi, Takayuki Sasaki, Astha Jada, Daniele E. Asoni, Adrian Perrig, “SAFES: Sand-boxed Architecture for Frequent Environment Self-measurement”, Proceedings of the 3rd Workshop on System Software for Tr

50

usted Execution、2018年、pp. 37 - 41

【文献】早木 悠斗、佐々木 貴之、リュウ センペイ、富田 光輝、山垣 則夫著、「IoT 機器向け改ざん検知機能による信頼の証明技術の提案」、SCIS 2020、2020年、pp. 1 - 6

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0013】

I o T 機器などの機器に用いる上記の改ざん検知機能においては、機器本来の動作への影響を低減することで、機器の運用への影響を低減する必要がある。機器本来の動作への影響を低減するための方法として、非特許文献1及び非特許文献2の方法のように、一度の監視における監視範囲を絞る、という方法が考えられる。その際、プログラムのうち直後に実行される部分は漏れなく監視される必要がある。また、別の観点として、I o T 機器などの機器のソフトウェアは、定期的なアップデートが行われる。したがって、実用面を考慮すると、ソフトウェアの開発者が簡単に改ざん検知機能を組み込める必要がある。

10

【0014】

非特許文献1の方法においては、ユーザーの入力をトリガーとするため、ユーザーからの入力が少ない仕様の機器では、改ざん検知機能呼び出し関数による一度の監視範囲が広くなり、結果として機器の動作に影響を及ぼす可能性がある。また、非特許文献1の方法においては、1つの機能の中に命令数の多い関数が存在するような場合においても、改ざん検知機能の稼働が機器本来の動作に影響を与える可能性がある。さらに、非特許文献1

20

【0015】

特許文献1の方法においては、改ざん検知機能をCFG上のノードの中にランダムに組み込むため、組み込まれるノードの間隔が広がる可能性がある。また、特許文献1の方法においては、改ざん検知手法に関しては指定していない。これらを考慮すると、特許文献1の方法においては、改ざん検知機能呼び出し関数による一度の監視における監視範囲が広くなり、改ざんの有無を監視する監視時間が機器の動作に影響を与える可能性がある。

【0016】

特許文献2の方法においては、チェッカコードが不活性の場合には改ざん検知処理を行わないようにすることで、処理負荷の低減を行っている。この場合、改ざんが起こった直後に該当範囲を監視するチェッカコードが不活性であれば、改ざんを検知せずにプログラムが実行される可能性がある。また、不活性なチェッカコードがあっても、漏れなく改ざんを検知しようとするれば、改ざん検知機能呼び出し関数による一度の監視における監視範囲が広くなると考えられるため、その場合も、一度の監視における監視時間が長くなってしまう可能性がある。

30

【0017】

その一方、非特許文献2の方法においては、改ざん検知機能がプログラムのベーシックブロック単位で実行されるため、非特許文献1の方法とは異なり、ユーザーの入力等に依存せずに、改ざんの有無を監視することができる。また、ベーシックブロックと関数とを比較した場合、一般的にベーシックブロックの方が関数よりも命令数が少なくなる。そのため、非特許文献2の方法においては、改ざん検知機能呼び出し関数による一度の監視における監視範囲が広がることを回避でき、機器本来の動作への影響を低減できる可能性がある。また、非特許文献2には、改ざん検知機能をソースコードに組み込む方法についても明記されている。

40

【0018】

しかし、非特許文献2の方法においては、特定の条件下では、監視対象とならないベーシックブロックが存在し、監視漏れが発生する可能性がある。監視対象とならないベーシックブロックが存在する条件とは、条件分岐やループ文などの構文がソースコード内に存在することを指す。これらの構文がソースコード内に存在する場合、ソースコード上に改ざん検知機能呼び出し関数を挿入できない箇所が存在する可能性があるため、全てのベー

50

シックブロックに対応するように改ざん検知機能呼び出し関数を組み込むことができない。このような例を、図 1 を参照して説明する。

【 0 0 1 9 】

図 1 は、非特許文献 2 の方法で監視対象とならないベーシックブロックが存在するソースコード及び C F G の例を示している。図 1 の右側は、ソースコードを示し、図 1 の左側は、右側のソースコードをビルドしたバイナリを基に生成された C F G を示している。また、図 1 の左側の各ノード内の数字は、右側のソースコードの行番号を示しており、各ノードには、各ノード内の数字で示される行番号に相当する実行コードが含まれることを表している。例えば、ノード 2 には、ソースコードの 6 ~ 7 行目に相当する実行コードが含まれる。図 1 の例では、ノード 2 を監視するトリガーは、5 行目と 6 行目の間に挿入できると考えられる。しかし、ノード 3 は、8 行目に相当する実行コードが含まれており、8 行目を監視するためにトリガーをソースコード上に挿入することができず、監視対象外となってしまう。

10

【 0 0 2 0 】

以上の通り、非特許文献 1 及び特許文献 1 , 2 の方法においては、改ざん検知機能呼び出し関数による監視範囲が広がってしまう可能性があるという課題がある。その一方、非特許文献 2 の方法においては、改ざん検知機能呼び出し関数による監視範囲が広がることを回避できる可能性があるものの、監視対象とならないノード (ベーシックブロック) が存在し、監視漏れが発生する可能性があるという課題がある。

【 0 0 2 1 】

そこで本開示の目的は、上述した課題を鑑み、上述した課題のいずれかを解決することができる改ざん検知機能組み込み装置、改ざん検知機能組み込み方法、及びコンピュータ可読媒体を提供することにある。

20

【課題を解決するための手段】

【 0 0 2 2 】

本開示の一態様に係る改ざん検知機能組み込み装置は、
ハッシュ値を用いたホワイトリスト型の改ざん検知機能を、監視対象のソフトウェアに組み込む改ざん検知機能組み込み装置であって、
前記ソフトウェアのソースコードである第 1 のソースコードを入力する入出力部と、
前記第 1 のソースコードをビルドして第 1 のバイナリを生成するビルド部と、
前記第 1 のバイナリに基づいて、第 1 の制御フローグラフ (C o n t r o l F l o w G r a p h ; C F G) を生成する C F G 生成部と、
前記第 1 の C F G に基づいて、改ざん検知機能呼び出し関数を前記第 1 のソースコードに組み込む組み込み箇所を決定し、決定した前記第 1 のソースコードの組み込み箇所に前記改ざん検知機能呼び出し関数を組み込むと共に、前記第 1 のソースコードに前記改ざん検知機能を組み込む改ざん検知機能組み込み部と、
前記第 1 のソースコードに前記改ざん検知機能及び前記改ざん検知機能呼び出し関数が組み込まれたソースコードである第 2 のソースコードをビルドして第 2 のバイナリを生成する前記ビルド部と、
前記第 2 のバイナリに基づいて、第 2 の C F G を生成する前記 C F G 生成部と、
前記第 2 のバイナリ及び前記第 2 の C F G に基づいて、ホワイトリストを作成するホワイトリスト作成部と、
前記第 2 のバイナリ及び前記ホワイトリストを出力する前記入出力部と、を備え、
前記ホワイトリスト作成部は、前記第 2 の C F G に基づいて、前記改ざん検知機能呼び出し関数の監視範囲を決定し、前記改ざん検知機能呼び出し関数の前記監視範囲のハッシュ値のリストを前記ホワイトリストとして作成する。

30

40

【 0 0 2 3 】

本開示の他の態様に係る改ざん検知機能組み込み方法は、
ハッシュ値を用いたホワイトリスト型の改ざん検知機能を、監視対象のソフトウェアに組み込む改ざん検知機能組み込み装置が実行する改ざん検知組み込み方法であって、

50

前記ソフトウェアのソースコードである第1のソースコードを入力する入力ステップと、
前記第1のソースコードをビルドして第1のバイナリを生成する第1のビルドステップ
と、

前記第1のバイナリに基づいて、第1の制御フローグラフ (Control Flow Graph; CFG) を生成する第1のCFG生成ステップと、

前記第1のCFGに基づいて、改ざん検知機能呼び出し関数を前記第1のソースコード
に組み込む組み込み箇所を決定し、決定した前記第1のソースコードの組み込み箇所に前
記改ざん検知機能呼び出し関数を組み込むと共に、前記第1のソースコードに前記改ざん
検知機能を組み込む改ざん検知機能組み込みステップと、

前記第1のソースコードに前記改ざん検知機能及び前記改ざん検知機能呼び出し関数が
組み込まれたソースコードである第2のソースコードをビルドして第2のバイナリを生成
する第2のビルドステップと、

10

前記第2のバイナリに基づいて、第2のCFGを生成する第2のCFG生成ステップと、
前記第2のバイナリ及び前記第2のCFGに基づいて、ホワイトリストを作成するホワ
イトリスト作成ステップと、

前記第2のバイナリ及び前記ホワイトリストを出力する出力ステップと、を含み、

前記ホワイトリスト作成ステップでは、前記第2のCFGに基づいて、前記改ざん検知
機能呼び出し関数の監視範囲を決定し、前記改ざん検知機能呼び出し関数の前記監視範囲
のハッシュ値のリストを前記ホワイトリストとして作成する。

【0024】

20

本開示のさらに他の態様に係るコンピュータ可読媒体は、

ハッシュ値を用いたホワイトリスト型の改ざん検知機能を、監視対象のソフトウェアに
組み込む処理をコンピュータに実行させるプログラムが格納された非一時的なコンピュ
ータ可読媒体であって、

前記プログラムは、

前記ソフトウェアのソースコードである第1のソースコードを入力する入力ステップと、
前記第1のソースコードをビルドして第1のバイナリを生成する第1のビルドステップ
と、

前記第1のバイナリに基づいて、第1の制御フローグラフ (Control Flow Graph; CFG) を生成する第1のCFG生成ステップと、

30

前記第1のCFGに基づいて、改ざん検知機能呼び出し関数を前記第1のソースコード
に組み込む組み込み箇所を決定し、決定した前記第1のソースコードの組み込み箇所に前
記改ざん検知機能呼び出し関数を組み込むと共に、前記第1のソースコードに前記改ざん
検知機能を組み込む改ざん検知機能組み込みステップと、

前記第1のソースコードに前記改ざん検知機能及び前記改ざん検知機能呼び出し関数が
組み込まれたソースコードである第2のソースコードをビルドして第2のバイナリを生成
する第2のビルドステップと、

前記第2のバイナリに基づいて、第2のCFGを生成する第2のCFG生成ステップと、
前記第2のバイナリ及び前記第2のCFGに基づいて、ホワイトリストを作成するホワ
イトリスト作成ステップと、

40

前記第2のバイナリ及び前記ホワイトリストを出力する出力ステップと、を含み、

前記ホワイトリスト作成ステップでは、前記第2のCFGに基づいて、前記改ざん検知
機能呼び出し関数の監視範囲を決定し、前記改ざん検知機能呼び出し関数の前記監視範囲
のハッシュ値のリストを前記ホワイトリストとして作成する。

【発明の効果】

【0025】

上述の態様によれば、監視対象のソフトウェアにおいて、監視できないCFG上のノー
ドの数を低減できるという効果が得られる。

【図面の簡単な説明】

【0026】

50

【図 1】ソースコード及び C F G の例を示す図である。

【図 2】実施の形態 1 に係る改ざん検知機能組み込み装置の構成例を示すブロック図である。

【図 3】実施の形態 1 に係る改ざん検知機能組み込み装置の全体の動作例を説明する流れ図である。

【図 4 A】実施の形態 1 に係るホワイトリスト作成部が図 3 のステップ A 7 で行う動作例を説明する流れ図である。

【図 4 B】実施の形態 1 に係るホワイトリスト作成部が図 3 のステップ A 7 で行う動作例を説明する流れ図である。

【図 5】図 1 のソースコードに対して、図 3 のステップ A 6 までの処理を行い、改ざん検知機能呼び出し関数を組み込んだソースコード及び C F G の例を示す図である。

10

【図 6】実施の形態 2 に係る改ざん検知機能組み込み装置の構成例を示すブロック図である。

【図 7】実施の形態 2 に係る改ざん検知機能組み込み装置の全体の動作例を説明する流れ図である。

【図 8】実施の形態 3 に係る改ざん検知機能組み込み装置の構成例を示すブロック図である。

【図 9】実施の形態 4 に係る改ざん検知機能組み込み装置のハードウェア構成例を示すブロック図である。

【発明を実施するための形態】

20

【0027】

以下、図面を参照しつつ、本開示の実施の形態について説明する。なお、以下の実施の形態において、同一又は同等の要素には、同一の符号を付し、重複する説明は省略される。また、以下の各実施の形態で説明する改ざん検知機能組み込み装置は、監視対象のソフトウェアに対して、ハッシュ値を用いたホワイトリスト型の改ざん検知機能を組み込む装置の例である。

【0028】

[実施の形態 1]

[実施の形態 1 の構成]

まず、図 2 を参照して、本実施の形態 1 に係る改ざん検知機能組み込み装置 100 の構成例について説明する。なお、図 2 において、一方向性の矢印は、あるデータ（又は、信号、情報等）の流れの方向を端的に示したもので、双方向性を排除するものではない（後述する図 6 及び図 8 において同じ）。

30

【0029】

図 2 を参照すると、本実施の形態 1 に係る改ざん検知機能組み込み装置 100 は、入出力部 101 と、ビルド部 102 と、Control Flow Graph (CFG) 生成部 103 と、改ざん検知機能組み込み部 104 と、ホワイトリスト作成部 105 と、記憶部 106 と、を含む。

【0030】

これらの構成要素は、それぞれ次のように動作する。

40

入出力部 101 には、監視対象のソフトウェア、すなわち、改ざん検知機能を組み込む対象となるソフトウェアのソースコード（第 1 のソースコード）が入力される。監視対象のソフトウェアは、例えば、IoT 機器上の制御ソフトウェア等である。入出力部 101 は、入力されたソースコードを記憶部 106 に記憶させ、ビルド部 102 に処理を行うよう通知を送る。

【0031】

また、入出力部 101 は、ホワイトリスト作成部 105 から後述する通知を受け取ると、記憶部 106 から、後述する改ざん検知機能及び改ざん検知機能呼び出し関数を組み込んだソフトウェアのバイナリ（第 2 のバイナリ。以下、改ざん検知機能組み込みバイナリと呼ぶ）を読み出し、読み出した改ざん検知機能組み込みバイナリを出力する。また、入

50

出力部 101 は、記憶部 106 から、後述するファイル形式のホワイトリストを読み出し、読み出したホワイトリストを改ざん検知機能組み込みバイナリと共に出力する。ただし、入出力部 101 は、記憶部 106 から改ざん検知機能組み込みバイナリ及びホワイトリストを読み出すことには限定されない。入出力部 101 は、改ざん検知機能組み込みバイナリをビルド部 102 から受け取ってもよいし、ホワイトリストをホワイトリスト作成部 105 から受け取ってもよい。

【0032】

ビルド部 102 は、入出力部 101 から通知を受け取ると、記憶部 106 からソースコードを読み出し、ビルドを行う。ビルド部 102 は、ビルドにより生成されたバイナリ（第 1 のバイナリ）を記憶部 106 に記憶させ、CFG 生成部 103 に処理を行うよう通知を送る。

10

【0033】

また、ビルド部 102 は、改ざん検知機能組み込み部 104 から後述する通知を受け取ると、記憶部 106 から、後述する改ざん検知機能及び改ざん検知機能呼び出し関数を組み込んだソースコード（第 2 のソースコード。以下、改ざん検知機能組み込みソースコードと呼ぶ）を読み出し、ビルドを行う。ビルド部 102 は、ビルドにより生成された改ざん検知機能組み込みバイナリを記憶部 106 に記憶させ、CFG 生成部 103 に処理を行うよう通知を送る。

【0034】

なお、ビルド部 102 は、CFG 生成部 103 に通知を送る際、CFG 生成部 103 が処理を行うバイナリを指定する。また、ビルド部 102 は、入出力部 101 及び改ざん検知機能組み込み部 104 のどちらから通知を受けたかによって、ビルドにより生成したバイナリに改ざん検知機能が組み込まれているか否かを判断できる。そのため、ビルド部 102 は、CFG 生成部 103 が処理を行うバイナリに改ざん検知機能が組み込まれているか否かの情報も CFG 生成部 103 に通知する。

20

【0035】

CFG 生成部 103 は、ビルド部 102 から通知を受け取ると、その通知で指定されたバイナリを記憶部 106 から読み出し、読み出したバイナリを解析し、CFG を生成する。CFG 生成部 103 は、当該バイナリに改ざん検知機能が組み込まれていない場合は、当該バイナリから生成した CFG（第 1 の CFG）を改ざん検知機能組み込み部 104 に送り、当該バイナリが、改ざん検知機能が組み込まれた改ざん検知機能組み込みバイナリである場合は、当該バイナリから生成した CFG（第 2 の CFG）をホワイトリスト作成部 105 に送る。

30

【0036】

改ざん検知機能組み込み部 104 は、CFG 生成部 103 から CFG を受け取ると、当該 CFG を基に、改ざん検知機能呼び出し関数を組み込むソースコードの組み込み箇所を決定し、決定した組み込み箇所に改ざん検知機能呼び出し関数を組み込む。改ざん検知機能組み込み部 104 は、改ざん検知機能もソースコードに組み込む。このようにして改ざん検知機能呼び出し関数及び改ざん検知機能が組み込まれたソースコード一式が改ざん検知機能組み込みソースコードである。改ざん検知機能組み込み部 104 は、改ざん検知機能組み込みソースコードを記憶部 106 に記憶させ、ビルド部 102 に処理を行うよう通知を送る。

40

【0037】

ホワイトリスト作成部 105 は、CFG 生成部 103 から CFG を受け取ると、当該 CFG を基に、記憶部 106 から改ざん検知機能組み込みバイナリを読み出す。ホワイトリスト作成部 105 は、当該 CFG 及び当該改ざん検知機能組み込みバイナリを基に、ホワイトリストをファイル形式で作成し、作成したホワイトリストを記憶部 106 に記憶させる。また、ホワイトリスト作成部 105 は、入出力部 101 に処理を行うよう通知を送る。

【0038】

記憶部 106 は、入出力部 101 から受け取ったソースコード、改ざん検知機能組み込

50

み部 1 0 4 から受け取った改ざん検知機能組み込みソースコード、ビルド部 1 0 2 から受け取ったバイナリ及び改ざん検知機能組み込みバイナリ、及びホワイトリスト作成部 1 0 5 から受け取ったホワイトリストを記憶する。

【 0 0 3 9 】

なお、記憶部 1 0 6 は、改ざん検知機能組み込み装置 1 0 0 において必須の構成要素ではなく、改ざん検知機能組み込み装置 1 0 0 の外部に設けてもよい。すなわち、改ざん検知機能組み込み装置 1 0 0 は、入出力部 1 0 1 と、ビルド部 1 0 2 と、C F G 生成部 1 0 3 と、改ざん検知機能組み込み部 1 0 4 と、ホワイトリスト作成部 1 0 5 と、からなる最小構成で実現してもよい。

【 0 0 4 0 】

[実施の形態 1 の動作]

次に、図 3 の流れ図を参照して、本実施の形態 1 に係る改ざん検知機能組み込み装置 1 0 0 の全体の動作例について説明する。

【 0 0 4 1 】

図 3 を参照すると、まず、入出力部 1 0 1 には、監視対象のソフトウェアのソースコードであって、ビルドに必要な全てのソースコードが入力される。入出力部 1 0 1 は、入力されたソースコードを記憶部 1 0 6 に記憶させ、ビルド部 1 0 2 に処理を行うよう通知を送る（ステップ A 1 ）。

【 0 0 4 2 】

ビルド部 1 0 2 は、入出力部 1 0 1 から通知を受け取ると、記憶部 1 0 6 から、ステップ A 1 で入力されたソースコードを読み出し、読み出したソースコードをビルドし、バイナリを生成する。ビルド部 1 0 2 は、生成したバイナリを記憶部 1 0 6 に記憶させ、C F G 生成部 1 0 3 に処理を行うよう通知を送る（ステップ A 2 ）。

【 0 0 4 3 】

C F G 生成部 1 0 3 は、ビルド部 1 0 2 から通知を受け取ると、記憶部 1 0 6 から、ステップ A 2 で生成されたバイナリを読み出し、読み出したバイナリを解析し、C F G を生成する。さらに、C F G 生成部 1 0 3 は、生成した C F G を改ざん検知機能組み込み部 1 0 4 へ送る（ステップ A 3 ）。

【 0 0 4 4 】

改ざん検知機能組み込み部 1 0 4 は、C F G 生成部 1 0 3 から、ステップ A 3 で生成された C F G を受け取ると、受け取った C F G を基に、改ざん検知機能呼び出し関数を組み込むソースコードの組み込み箇所を決定し、決定した組み込み箇所に改ざん検知機能呼び出し関数を組み込む。さらに、改ざん検知機能組み込み部 1 0 4 は、改ざん検知機能もソースコードに組み込む。これにより、改ざん検知機能組み込み部 1 0 4 は、改ざん検知機能呼び出し関数及び改ざん検知機能を組み込んだ改ざん検知機能組み込みソースコードを生成する。さらに、改ざん検知機能組み込み部 1 0 4 は、生成した改ざん検知機能組み込みソースコードを記憶部 1 0 6 に記憶させ、ビルド部 1 0 2 に処理を行うよう通知を送る（ステップ A 4 ）。

【 0 0 4 5 】

ビルド部 1 0 2 は、改ざん検知機能組み込み部 1 0 4 から通知を受け取ると、記憶部 1 0 6 から、ステップ A 4 で生成された改ざん検知機能組み込みソースコードを読み出し、読み出した改ざん検知機能組み込みソースコードをビルドし、改ざん検知機能組み込みバイナリを生成する。ビルド部 1 0 2 は、生成した改ざん検知機能組み込みバイナリを記憶部 1 0 6 に記憶させ、C F G 生成部 1 0 3 に処理を行うよう通知を送る（ステップ A 5 ）。

【 0 0 4 6 】

C F G 生成部 1 0 3 は、ビルド部 1 0 2 から通知を受け取ると、記憶部 1 0 6 から、ステップ A 5 で生成された改ざん検知機能組み込みバイナリを読み出し、読み出した改ざん検知機能組み込みバイナリを解析し、C F G を生成する。さらに、C F G 生成部 1 0 3 は、生成した C F G をホワイトリスト作成部 1 0 5 に送る（ステップ A 6 ）。

【 0 0 4 7 】

10

20

30

40

50

ホワイトリスト作成部 105 は、CFG 生成部 103 から、ステップ A6 で生成された CFG を受け取ると、受け取った CFG を基に、記憶部 106 から改ざん検知機能組み込みバイナリを読み出す。さらに、ホワイトリスト作成部 105 は、CFG 及び改ざん検知機能組み込みバイナリを基に、ホワイトリストをファイル形式で作成する。さらに、ホワイトリスト作成部 105 は、ホワイトリストを記憶部 106 に記憶させ、入出力部 101 に処理を行うよう通知を送る（ステップ A7）。なお、ステップ A7 の詳細については後述する。

【0048】

入出力部 101 は、ホワイトリスト作成部 105 から通知を受け取ると、記憶部 106 から、ステップ A5 で生成された改ざん検知機能組み込みバイナリ及びステップ A7 で作成されたホワイトリストを読み出し、読み出した改ざん検知機能組み込みバイナリ及びホワイトリストを出力する（ステップ A8）。

10

【0049】

次に、図 4A 及び図 4B の流れ図を参照して、図 3 のステップ A7 でホワイトリスト作成部 105 が行う動作について詳細に説明する。ここでは、図 5 も参照して説明を行う。図 5 は、図 1 のソースコードに対して、図 3 のステップ A6 までの処理を行い、改ざん検知機能呼び出し関数を組み込んだソースコード及び CFG の例を示している。また、図 5 の右側及び左側の関係は、図 1 の右側及び左側の関係と同じである。

【0050】

図 4A 及び図 4B を参照すると、ホワイトリスト作成部 105 は、CFG 生成部 103 から、ステップ A6 で生成された CFG を受け取ると、まず、受け取った CFG がループを持つか否かを判断する（ステップ B1）。ここで、CFG がループを持つ場合とは、プログラム中にループ文（例えば、C 言語における for 文、while 文など）が存在することを意味している。逆に、CFG がループを持たない場合とは、プログラム中にループ文が存在しないことを意味していると言える。後述するステップ B6 以降の処理では、CFG がループを持たない形にする必要がある。そのため、CFG がループを持つ場合（ステップ B1 が YES の場合）は、ステップ B2 へ進み、ステップ B2 で CFG からループを取り除く処理が行われる。一方、CFG がループを持たない場合（ステップ B1 が NO の場合）は、ステップ B2 をスキップして、ステップ B3 へ進む。

20

【0051】

ホワイトリスト作成部 105 は、ステップ B1 で CFG がループを持っていた場合、全てのループに対して、アドレス値の数字が大きい方から小さい方に伸びているエッジを削除する操作を行う（ステップ B2）。CFG には、実行コードとその実行コードがメモリ上のどのアドレスに存在するかを示す情報が含まれている。そのため、ホワイトリスト作成部 105 は、その情報を用いることで、上記の操作を実現できる。

30

【0052】

次に、ホワイトリスト作成部 105 は、空のホワイトリスト（図 4A 及び図 4B のステップ B4 以降では、リストと呼ぶ）を作成する（ステップ B3）。ホワイトリストには、以下のステップ B4 ~ B13 の作業を行うことで要素を追加する。

【0053】

まず、ホワイトリスト作成部 105 は、ステップ A6 で生成された CFG の中に、ホワイトリストに追加されていない改ざん検知機能呼び出し関数（ここでは、フックと呼ぶ）が存在するか否かを判断する（ステップ B4）。該当するフックが存在する場合（ステップ B4 が YES の場合）は、ステップ B5 に進み、該当するフックが存在しない場合（ステップ B4 が NO の場合）は、ホワイトリスト作成部 105 は、入出力部 101 へ通知を送り、ステップ A7 の処理を終了する。

40

【0054】

ホワイトリスト作成部 105 は、ステップ B4 で該当するフックが存在する場合（ステップ B4 が YES の場合）、該当するフックの中から 1 つのフックを選択する（ステップ B5）。

50

以後のステップ B 6 ~ B 1 1 の処理において、ステップ B 5 で選択した当該フックが監視する監視範囲を確定する。ここでは、ホワイトリスト作成部 1 0 5 が、当該フックとして図 5 のフック H 1 を選択した場合を例に挙げて説明を行う。

【 0 0 5 5 】

次に、ホワイトリスト作成部 1 0 5 は、当該フックを含むノードの当該フックより後の実行コードに相当するアドレス範囲を、当該フックの監視範囲に追加する（ステップ B 6）。当該フックとしてフック H 1 を選択した例では、当該フックを含むノードとは、ノード 1 のことであり、当該フックを含むノードの当該フックより後の実行コードに相当するアドレス範囲とは、ソースコードの 2 行目から 5 行目のことである。なお、本例ではフック H 1 はノード 1 の先頭に位置しているが、フックはノードの任意の場所にあってもよい。その場合も当該フックを含むノードの当該フックより後の実行コードに相当するアドレス範囲を、当該フックの監視範囲に追加する。

10

【 0 0 5 6 】

次に、ホワイトリスト作成部 1 0 5 は、ステップ B 5 で選択した当該フックを含むノードを先頭とする部分グラフを取り出す（ステップ B 7）。この操作は、木から当該ノードを根とする部分木を選ぶ操作と同等である（ただし、C F G には閉路が存在するため、厳密には木ではない）。当該フックとしてフック H 1 を選択した例では、ホワイトリスト作成部 1 0 5 は、ノード 1 を先頭とする部分グラフを取り出す。この例では、当該部分グラフには、ノード 1 以下の全てのノードが含まれる。

【 0 0 5 7 】

20

次に、ホワイトリスト作成部 1 0 5 は、ステップ B 7 で取り出した当該部分グラフの中に、当該フックを含むノード以外のノードが存在するか否か、すなわち、当該フックを含むノードが子ノードを持つか否かを判断する（ステップ B 8）。当該フックを含むノードが子ノードを持つ場合（ステップ B 8 が Y E S の場合）は、ステップ B 9 へ進み、子ノードを持たない場合（ステップ B 8 が N O の場合）は、ステップ B 1 2 へ進む。当該フックとしてフック H 1 を選択した例では、フック H 1 を含むノード 1 は、子ノード（ノード 3、及び、フック H 2 を含むノード 2）を持っている。そのため、この例では、ステップ B 9 へ進む。

【 0 0 5 8 】

ステップ B 8 で、当該フックを含むノードが子ノードを持つ場合（ステップ B 8 が Y E S の場合）、ホワイトリスト作成部 1 0 5 は、当該部分グラフの中に、当該フック以外のフックが存在するか否かを判断する（ステップ B 9）。当該部分グラフの中に、当該フック以外のフックが存在する場合（ステップ B 9 が Y E S の場合）は、ステップ B 1 1 へ進み、当該フック以外のフックが存在しない場合（ステップ B 9 が N O の場合）は、ステップ B 1 0 へ進む。当該フックとしてフック H 1 を選択した例では、当該部分グラフの中に、フック H 1 以外に、フック H 2、H 4、H 5、H 6 が存在している。そのため、この例では、ステップ B 1 1 へ進む。

30

【 0 0 5 9 】

ステップ B 9 で、当該部分グラフの中に、当該フック以外のフックが存在しない場合（ステップ B 9 が N O の場合）、ホワイトリスト作成部 1 0 5 は、当該部分グラフから、当該フックを含むノードを取り除いた部分に相当するアドレス範囲を、当該フックの監視範囲に追加する（ステップ B 1 0）。当該フックを含むノードを、当該フックの監視範囲から取り除くのは、ステップ B 6 で当該フックを含むノードをすでに監視範囲に追加しているからである。その後、ステップ B 1 2 へ進む。ホワイトリスト作成部 1 0 5 は、当該フックとしてフック H 1 を選択したときに、仮に、図 5 のフック H 2、H 4、H 5、H 6 が存在しなかったとすれば、ノード 2、3、4、5、6 の実行コードに相当するアドレス範囲を、フック H 1 の監視範囲に追加する。

40

【 0 0 6 0 】

一方、ステップ B 9 で、当該部分グラフの中に、当該フック以外のフックが存在する場合（ステップ B 9 が Y E S の場合）、ホワイトリスト作成部 1 0 5 は、当該部分グラフの

50

うち、当該フックを含むノードを先頭ノードとし、フックのないノードのみで構成された部分グラフを取り出す。そして、ホワイトリスト作成部 105 は、取り出した部分グラフから、当該フックを含むノードを取り除いた部分に相当するアドレス範囲（範囲 A）を、当該フックの監視範囲に追加する。また、当該フック以外のフックがノードの先頭がない場合、当該フック以外のフックが存在するノードであり、かつ、当該フックがあるノードあるいは範囲 A と直接つながっているノードに関して、フックより前の範囲を範囲 A に追加する（ステップ B 11）。当該フックを含むノードを範囲 A から取り除くのは、ステップ B 6 で当該フックを含むノードをすでに監視範囲に追加しているからである。その後、ステップ B 12 へ進む。当該フックとしてフック H 1 を選択した例では、フック H 1 を含むノード 1 を先頭ノードとする部分グラフの中で、フックを含まないノードはノード 3 のみである。そのため、この例では、範囲 A に相当するのはノード 3 となる。したがって、ノード 3 の実行コードに相当するアドレス範囲を、フック H 1 の監視範囲に追加する。また、仮に、ノード 5 がフックを含むノードではなかった場合、範囲 A はノード 3 及びノード 5 の実行コードに相当するアドレス範囲となる。別の例として、ノード 5 のフック H 5 がノード 5 の途中にあった場合、ノード 5 の先頭からフック H 5 の前までの範囲の実行コードのアドレス範囲を範囲 A に追加する。

10

【0061】

以上のステップ B 6 ~ B 11 の処理により、ステップ B 5 で選択した当該フックの監視範囲が確定する。当該フックとしてフック H 1 を選択した例では、フック H 1 の監視範囲は、ノード 1 及びノード 3 の実行コードに相当するアドレス範囲となる。

20

【0062】

次に、ホワイトリスト作成部 105 は、ステップ B 6 ~ B 11 の処理により確定した当該フックの監視範囲のハッシュ値を計算する（ステップ B 12）。当該フックとしてフック H 1 を選択した例では、フック H 1 の監視範囲がノード 1 及びノード 3 の実行コードに相当するアドレス範囲となったため、ホワイトリスト作成部 105 は、このアドレス範囲のハッシュ値を計算する。

【0063】

その後、ホワイトリスト作成部 105 は、当該フックのフック ID、当該フックの監視範囲、及び当該監視範囲のハッシュ値の組をホワイトリストに登録する（ステップ B 13）。ステップ B 13 の処理が終了すると、ステップ B 4 に戻り、ホワイトリスト作成部 105 は、ステップ B 5 ~ B 13 の処理を、ステップ A 6 で生成された C F G 中の全てのフックに対して実行するまで繰り返す。以上の説明では、一例として、フック H 1 を選択したが、ホワイトリスト作成部 105 は、C F G 中のフック H 2, H 4, H 5, H 6 に対しても同様に処理を行い、監視範囲を決定する。

30

【0064】

以上の図 4 A 及び図 4 B のホワイトリスト作成部 105 の動作のうち、C F G 上の各フックの監視範囲を決定するまでの動作を要約すると、以下のようになる。ホワイトリスト作成部 105 は、C F G 上のフックを順次選択し、選択したフックの監視範囲を決定していく。このとき、ホワイトリスト作成部 105 は、選択したフックを含むノードの全ての子孫ノードのうち、フックを含まないノードを辿っていく。そして、ホワイトリスト作成部 105 は、選択したフックを含むノードから、次のフックを含むノードの直前のノードまでを、選択したフックの監視範囲に決定する。

40

【0065】**[実施の形態 1 の効果]**

次に、本実施の形態 1 に係る改ざん検知機能組み込み装置 100 の効果について説明する。

本実施の形態 1 によれば、ホワイトリスト作成部 105 は、ホワイトリストの作成において、C F G を基に、改ざん検知機能呼び出し関数の監視範囲を決定する。そのため、改ざん検知機能呼び出し関数の監視範囲を適切に決定できる。その結果、監視対象のソフトウェアにおいて、監視できない C F G 上のノードの数を低減できる。

50

【 0 0 6 6 】

より具体的には、本実施の形態 1 によれば、ホワイトリスト作成部 1 0 5 は、C F G 上の改ざん検知機能呼び出し関数を順次選択し、選択した改ざん検知機能呼び出し関数を含むノードの全ての子孫ノードのうち、改ざん検知機能呼び出し関数を含まないノードを辿っていく。そして、ホワイトリスト作成部 1 0 5 は、選択した改ざん検知機能呼び出し関数を含むノードから、次の改ざん検知機能呼び出し関数を含むノードの直前のノードまでを、選択した改ざん検知機能呼び出し関数の監視範囲に決定する。そのため、選択した改ざん検知機能呼び出し関数の監視範囲には、選択した改ざん検知機能呼び出し関数を含むノード 1 つだけではなく、改ざん検知機能呼び出し関数を含まない子孫ノードも含めることができる。その結果、監視対象のソフトウェアにおいて、監視できない C F G 上のノードの数を低減できる。

10

【 0 0 6 7 】

また、本実施の形態 1 によれば、改ざん検知機能呼び出し関数は、C F G 上のノード単位で監視を行うため、一度の監視範囲が広がることを回避することができる。その結果、一度の監視における監視時間が低減できるため、監視時間が、改ざん検知機能を組み込む機器の動作に影響を与える可能性を低減することが期待できる。

【 0 0 6 8 】

さらに、本実施の形態 1 によれば、ホワイトリスト作成部 1 0 5 は、C F G 上のノードを辿っていくだけで、改ざん検知機能呼び出し関数の監視範囲を決定できるため、機械的な処理を行うことができる。

20

【 0 0 6 9 】

[実施の形態 2]

上述した実施の形態 1 に係る改ざん検知機能組み込み装置 1 0 0 は、ホワイトリストをファイル形式で出力する構成であった。

これに対して、本実施の形態 2 に係る改ざん検知機能組み込み装置 2 0 0 は、ホワイトリストをソフトウェア内に組み込んで出力する構成である。

【 0 0 7 0 】

[実施の形態 2 の構成]

まず、図 6 を参照して、本実施の形態 2 に係る改ざん検知機能組み込み装置 2 0 0 の構成例について説明する。

30

図 6 を参照すると、本実施の形態 2 に係る改ざん検知機能組み込み装置 2 0 0 は、上述した実施の形態 1 に係る改ざん検知機能組み込み装置 1 0 0 における入出力部 1 0 1、ビルド部 1 0 2、及びホワイトリスト作成部 1 0 5 を、それぞれ、入出力部 2 0 1、ビルド部 2 0 2、及びホワイトリスト作成部 2 0 5 に置き換えたものである。改ざん検知機能組み込み装置 2 0 0 は、それ以外の構成については、改ざん検知機能組み込み装置 1 0 0 と同じであるため、詳細な説明は省略する。

【 0 0 7 1 】

上述した実施の形態 1 に係る入出力部 1 0 1 は、ホワイトリスト作成部 1 0 5 から通知を受け取ると、記憶部 1 0 6 から改ざん検知機能組み込みバイナリ及びホワイトリストを読み出し、出力していた。

40

これに対して、本実施の形態 2 に係る入出力部 2 0 1 は、ビルド部 2 0 2 から後述する通知を受け取ると、記憶部 1 0 6 から、後述する、ホワイトリストをさらに組み込んだ改ざん検知機能組み込みバイナリ（以下、ホワイトリスト / 改ざん検知機能組み込みバイナリと呼ぶ）を読み出し、出力する。入出力部 2 0 1 は、それ以外の動作については、入出力部 1 0 1 と同様であるため、詳細な説明は省略する。

【 0 0 7 2 】

本実施の形態 2 に係るビルド部 2 0 2 は、上述した実施の形態 1 に係るビルド部 1 0 2 の動作に加え、次の動作を行う。ビルド部 2 0 2 は、ホワイトリスト作成部 2 0 5 から後述する通知を受け取ると、記憶部 1 0 6 から改ざん検知機能組み込みソースコードを読み出し、ビルドを行う。このときの改ざん検知機能組み込みソースコードには、後述するよ

50

うに、ソースコード形式のホワイトリストが組み込まれている。そのため、ここでビルド部 202 のビルドにより生成されたバイナリが、ホワイトリスト / 改ざん検知機能組み込みバイナリとなる。ビルド部 202 は、生成したホワイトリスト / 改ざん検知機能組み込みバイナリを記憶部 106 に記憶させ、入出力部 201 に処理を行うよう通知を送る。

【0073】

上述した実施の形態 1 に係るホワイトリスト作成部 105 は、ホワイトリストをファイル形式で作成し、作成したホワイトリストを記憶部 106 に記憶させ、入出力部 101 に処理を行うよう通知を送っていた。

これに対して、本実施の形態 2 に係るホワイトリスト作成部 205 は、ホワイトリストをソースコード形式で作成する。ホワイトリスト作成部 205 は、作成したホワイトリストを、改ざん検知組み込みソースコードの一部として、記憶部 106 に記憶させ、ビルド部 202 に処理を行うよう通知を送る。

【0074】

[実施の形態 2 の動作]

次に、図 7 の流れ図を参照して、本実施の形態 2 に係る改ざん検知機能組み込み装置 200 の全体の動作例について詳細に説明する。

本実施の形態 2 に係る改ざん検知機能組み込み装置 200 の動作は、以下の動作を除き、上述した実施の形態 1 に係る改ざん検知機能組み込み装置 200 の図 3 の動作と同じである。

【0075】

ステップ A7 においては、ホワイトリスト作成部 205 は、ホワイトリストをソースコード形式で作成する。ホワイトリスト作成部 205 は、ソースコード形式のホワイトリストを、改ざん検知組み込みソースコードの一部として、記憶部 106 に記憶させ、ビルド部 202 に処理を行うよう通知を送る。

【0076】

ステップ A7 の次に行われるステップ A9 においては、ビルド部 202 は、ホワイトリスト作成部 205 から通知を受け取ると、記憶部 106 から改ざん検知機能組み込みソースコードを読み出し、ビルドを行う。このときの改ざん検知機能組み込みソースコードには、ステップ A7 でソースコード形式のホワイトリストが組み込まれている。そのため、ここでビルド部 202 のビルドにより生成されたバイナリが、ホワイトリスト / 改ざん検知機能組み込みバイナリとなる。ビルド部 202 は、生成したホワイトリスト / 改ざん検知機能組み込みバイナリを記憶部 106 に記憶させ、入出力部 201 に処理を行うよう通知を送る。

【0077】

ステップ A9 の次に行われるステップ A8 においては、入出力部 201 は、ビルド部 202 から通知を受け取ると、記憶部 106 から、ホワイトリスト / 改ざん検知機能組み込みバイナリを読み出し、読み出したホワイトリスト / 改ざん検知機能組み込みバイナリを出力する。

【0078】

[実施の形態 2 の効果]

次に、本実施の形態 2 に係る改ざん検知機能組み込み装置 200 の効果について説明する。

本実施の形態 2 によれば、ビルド部 202 は、ソースコード形式のホワイトリストが組み込まれた改ざん検知機能組み込みソースコードのビルドを行う。入出力部 201 は、ビルドにより生成されたホワイトリスト / 改ざん検知機能組み込みバイナリを出力する。このように、ホワイトリストをソフトウェアに組み込んでいるため、ファイル入出力が行えないような機器に組み込むソフトウェアに対しても、本開示は適用可能となる。

本実施の形態 2 は、それ以外の効果は、上述した実施の形態 1 と同じである。

【0079】

[実施の形態 3]

10

20

30

40

50

本実施の形態 3 に係る改ざん検知機能組み込み装置 300 は、Trusted Execution Environment (TEE) を用いた構成である。TEE とは、外部からのメモリの一部領域へのアクセスを、ハードウェアによって制限する機能である。ここでは、外部からのアクセスが制限されたメモリ領域を Secure World (SW) と呼び、それ以外のメモリ領域を Normal World (NW) と呼ぶ。

本実施の形態 3 に係る改ざん検知機能組み込み装置 300 では、改ざん検知機能を SW 側にソースコードとして組み込むことで、より安全に実行中の機器の改ざんを監視することができる。

【0080】

[実施の形態 3 の構成]

まず、図 8 を参照して、本実施の形態 3 に係る改ざん検知機能組み込み装置 300 の構成例について説明する。

図 8 を参照すると、本実施の形態 3 に係る改ざん検知機能組み込み装置 300 は、上述した実施の形態 2 に係る改ざん検知機能組み込み装置 200 における改ざん検知機能組み込み部 104 を、改ざん検知機能組み込み部 304 に置き換えたものである。改ざん検知機能組み込み装置 300 は、それ以外の構成については、改ざん検知機能組み込み装置 200 と同じであるため、詳細な説明は省略する。

【0081】

本実施の形態 3 に係る改ざん検知機能組み込み部 304 は、改ざん検知機能を SW 側にソースコードとして組み込む。改ざん検知機能組み込み部 304 は、それ以外の動作については、改ざん検知機能組み込み部 104 と同様であるため、詳細な説明は省略する。

【0082】

[実施の形態 3 の動作]

次に、本実施の形態 3 に係る改ざん検知機能組み込み装置 300 の全体の動作例について詳細に説明する。

本実施の形態 3 に係る改ざん検知機能組み込み装置 300 の動作は、以下の動作を除き、上述した実施の形態 2 に係る改ざん検知機能組み込み装置 200 の図 7 の動作と同じである。

【0083】

ビルド部 202 は、上述したように、図 7 のステップ A2、ステップ A5、及びステップ A9 において、ビルドを行う。その際に、ビルド部 202 は、まず、SW 側に関するビルドを行い、次に、NW 側に関するビルドを行う。ステップ A2 及びステップ A5 においては、ビルド部 202 は、監視対象のソフトウェアの設計に応じて、以下の 2 つのパターンのいずれかでビルドを行うことが考えられる。

【0084】

第 1 のパターンは、監視対象のソフトウェアが NW のみで構成されている場合である。この場合は、改ざん検知機能組み込み部 304 は、改ざん検知機能のみを SW 側にソースコードとして組み込み、ビルド部 202 は、SW 側に関するビルドを行う。その後、ビルド部 202 は、残りの全てのソースコードに関して、NW 側のソフトウェアとしてビルドを行う。

【0085】

第 2 のパターンは、監視対象のソフトウェアがもともと SW を利用する場合である。この場合は、改ざん検知機能組み込み部 304 は、SW 側のソースコードとして新たに改ざん検知機能を組み込み、ビルド部 202 は、もともと SW 側に組み込まれていたソースコードと一緒に SW 側に関するビルドを行う。その後、ビルド部 202 は、残りの全てのソースコードを、NW 側のソフトウェアとしてビルドする。なお、このような TEE を用いたビルド方法については、既存のツールを用いて実現できるため詳細な説明は省略する。

【0086】

[実施の形態 3 の効果]

次に、本実施の形態 3 に係る改ざん検知機能組み込み装置 300 の効果について説明す

10

20

30

40

50

る。

本実施の形態 3 によれば、改ざん検知機能組み込み部 304 は、SW というハードウェア的に安全性が保障されたメモリ領域に改ざん検知機能を組み込む。その結果、改ざん検知機能に対する攻撃を阻止することができるため、上述した実施の形態 1, 2 よりも、機器の安全な運用を実施することができる。

本実施の形態 3 は、それ以外の効果は、上述した実施の形態 2 と同じである。

【0087】

なお、本実施の形態 3 は、上述した実施の形態 2 を変形した例として説明したが、これには限定されない。本実施の形態 3 は、上述した実施の形態 1 を変形した例とすることも可能である。

【0088】

[実施の形態 4]

次に、図 9 を参照して、本実施の形態 4 に係る改ざん検知機能組み込み装置 400 のハードウェア構成例について説明する。

図 9 を参照すると、改ざん検知機能組み込み装置 400 は、プロセッサ 401 と、メモリ 402 と、を含む。

【0089】

プロセッサ 401 は、例えば、MPU (Micro Processing Unit)、または CPU であってもよい。プロセッサ 401 は、複数のプロセッサを含んでもよい。メモリ 402 は、揮発性メモリ及び不揮発性メモリの組み合わせによって構成される。メモリ 402 は、プロセッサ 401 から離れて配置されたストレージを含んでもよい。この場合、プロセッサ 401 は、図示されていない I/O インタフェースを介してメモリ 402 にアクセスしてもよい。

【0090】

上述した実施の形態 1, 2, 3 に係る改ざん検知機能組み込み装置 100, 200, 300 は、それぞれ、図 9 に示したハードウェア構成を有することができる。上述した実施の形態 1, 2, 3 に係る改ざん検知機能組み込み装置 100, 200, 300 の入出力部 101, 201、ビルド部 102, 202、CFG 生成部 103、改ざん検知機能組み込み部 104, 304、及びホワイトリスト作成部 105, 205 は、プロセッサ 401 がメモリ 402 に記憶されたプログラムを読み込んで実行することにより実現されてもよい。また、上述した実施の形態 1, 2, 3 に係る改ざん検知機能組み込み装置 100, 200, 300 の記憶部 106 は、メモリ 402 により実現されてもよい。

【0091】

プログラムは、様々なタイプの非一時的なコンピュータ可読媒体 (non-transitory computer readable medium) を用いて格納され、改ざん検知機能組み込み装置 100, 200, 300 に供給することができる。非一時的なコンピュータ可読媒体の例は、磁気記録媒体 (例えばフレキシブルディスク、磁気テープ、ハードディスクドライブ)、光磁気記録媒体 (例えば光磁気ディスク) を含む。さらに、非一時的なコンピュータ可読媒体の例は、CD-ROM (Read Only Memory)、CD-R、CD-R/W を含む。さらに、非一時的なコンピュータ可読媒体の例は、半導体メモリを含む。半導体メモリは、例えば、マスク ROM、PROM (Programmable ROM)、EPROM (Erasable PROM)、フラッシュ ROM、RAM (Random Access Memory) を含む。また、プログラムは、様々なタイプの一時的なコンピュータ可読媒体 (transitory computer readable medium) によって改ざん検知機能組み込み装置 100, 200, 300 に供給されてもよい。一時的なコンピュータ可読媒体の例は、電気信号、光信号、及び電磁波を含む。一時的なコンピュータ可読媒体は、電線及び光ファイバ等の有線通信路、又は無線通信路を介して、プログラムを改ざん検知機能組み込み装置 100, 200 に供給できる。

【0092】

10

20

30

40

50

以上、実施の形態を参照して本開示を説明したが、本開示は上述した実施の形態に限定されるものではない。本開示の構成や詳細には、本開示のスコープ内で当業者が理解し得る様々な変更をすることができる。

【符号の説明】

【0093】

- 100 改ざん検知機能組み込み装置
- 101 入出力部
- 102 ビルド部
- 103 C F G生成部
- 104 改ざん検知機能組み込み部
- 105 ホワイトリスト作成部
- 106 記憶部
- 200 改ざん検知機能組み込み装置
- 201 入出力部
- 202 ビルド部
- 205 ホワイトリスト作成部
- 300 改ざん検知機能組み込み装置
- 304 改ざん検知機能組み込み部
- 400 改ざん検知機能組み込み装置
- 401 プロセッサ
- 402 メモリ

10

20

30

40

50

【図面】

【図 1】

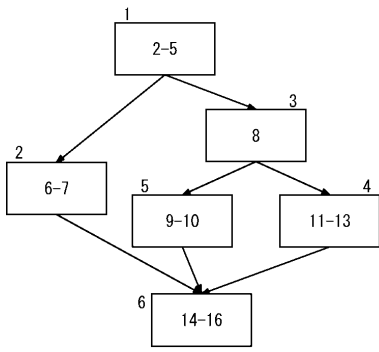


Fig. 1

ソースコード:

```

1: int func(void) {
2:   int a;
3:   ...
4:   ...
5:   if (a>1) {
6:     a++;
7:   }
8:   else if (a<0) {
9:     a--;
10:  }
11:  else {
12:    a=0;
13:  }
14:  ...
15:  ...
16: }

```

【図 2】

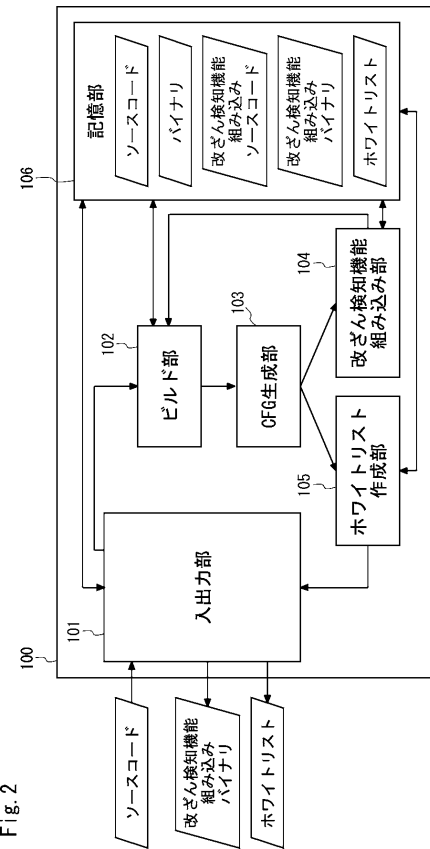


Fig. 2

10

20

30

40

50

【図3】

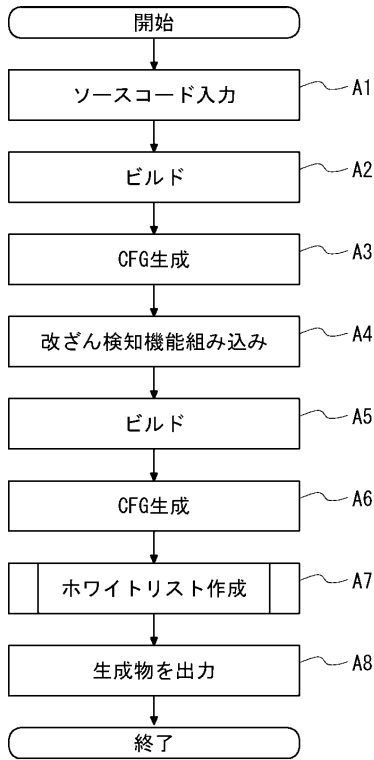


Fig. 3

【図4A】

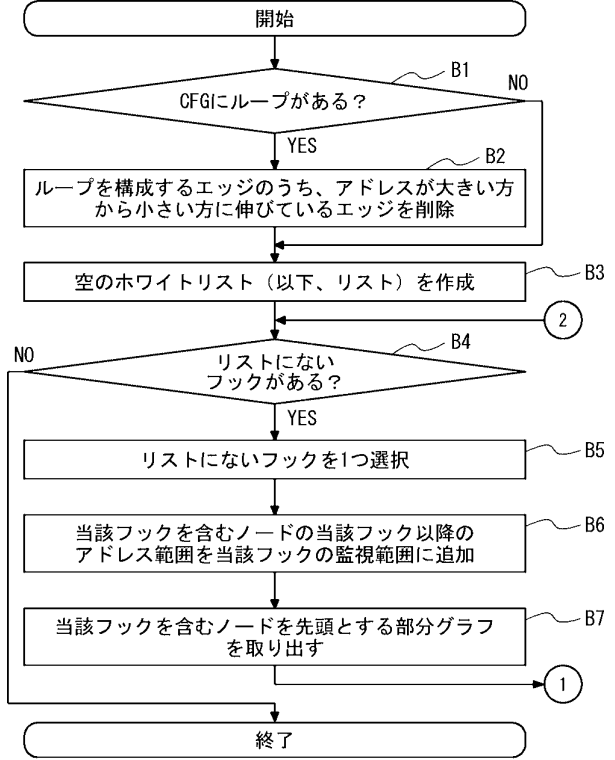


Fig. 4A

【図4B】

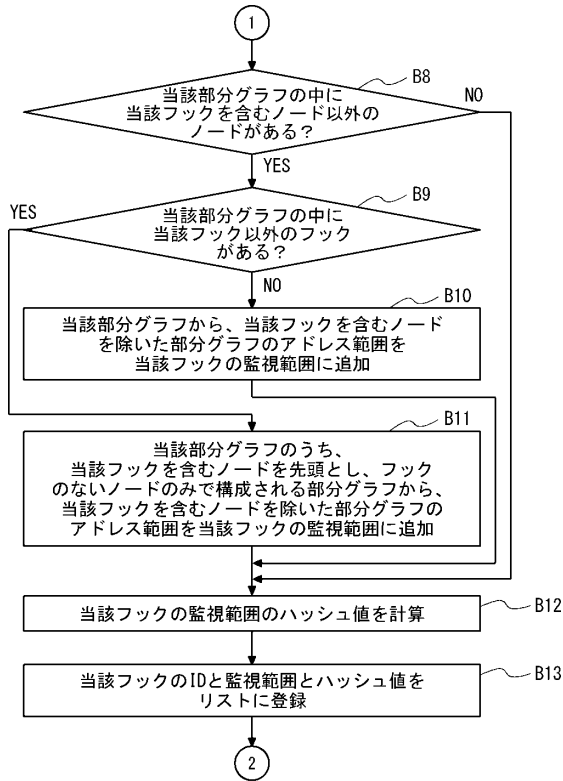


Fig. 4B

【図5】

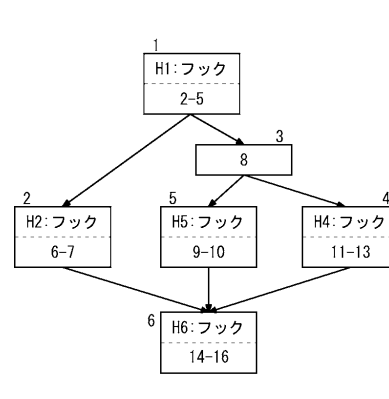


Fig. 5

ソースコード:

```

1: int func(void) {
   H1:hook(1);
2:   int a;
3:   :
4:   :
5:   if(a>1) {
   H2:hook(2);
6:     a++;
7:   }
8:   else if(a<0) {
   H5:hook(5);
9:     a--;
10:  }
11:  else{
   H4:hook(4);
12:    a=0;
13:  }
   H6:hook(6);
14:  :
15:  :
16: }
  
```

10

20

30

40

50

【図6】

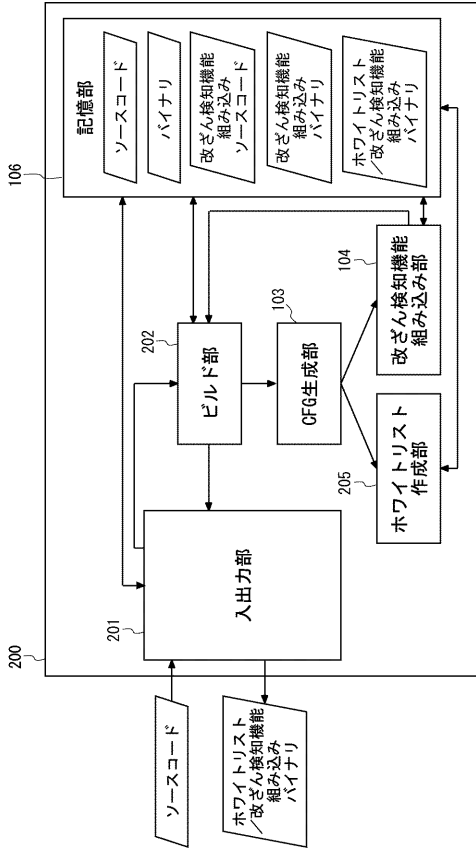


Fig. 6

【図7】

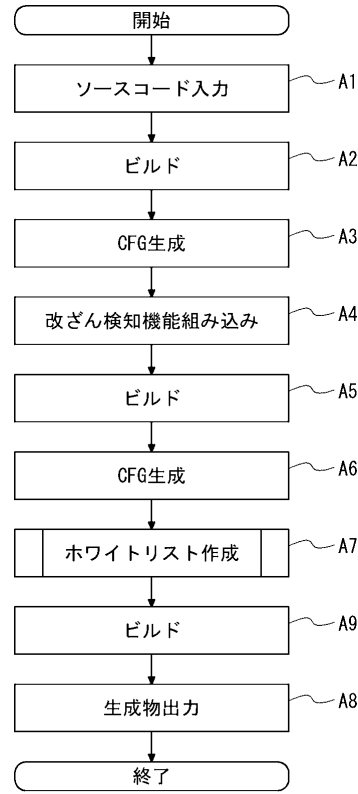


Fig. 7

【図8】

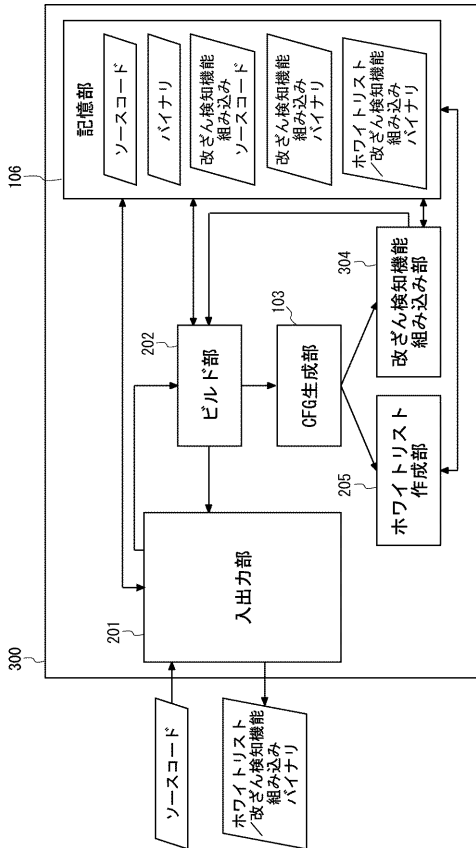


Fig. 8

【図9】

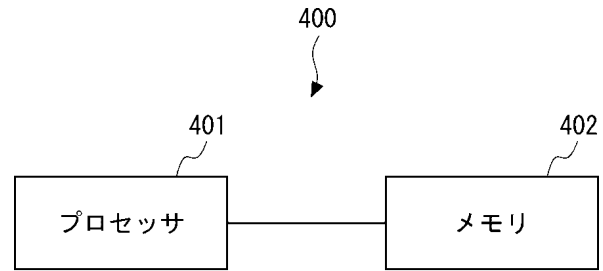


Fig. 9

10

20

30

40

50

フロントページの続き

- (56)参考文献 国際公開第2018/150619(WO,A1)
国際公開第2011/033773(WO,A1)
NEC デジタルプラットフォーム事業部, I o Tデバイスの不正な改ざんを検知する 軽
量プログラム改ざん検知 開発キット, C & Cユーザーフォーラム& i E X P O 2 0 1 9 ,
日本, NEC デジタルプラットフォーム事業部, 2019年10月
- (58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)
G 0 6 F 1 2 / 1 4
2 1 / 0 0 - 2 1 / 8 8
G 0 9 C 1 / 0 0 - 5 / 0 0
H 0 4 K 1 / 0 0 - 3 / 0 0
H 0 4 L 9 / 0 0 - 9 / 4 0